

# 大分労働局における「外国人雇用状況」の届出 状況まとめ【本文】（平成30年10月末現在）

## I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回、公表した数値は平成30年10月末時点の届出状況を集計したものである。

今般、大分県内の平成30年10月末現在の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

## II 届出状況のまとめ

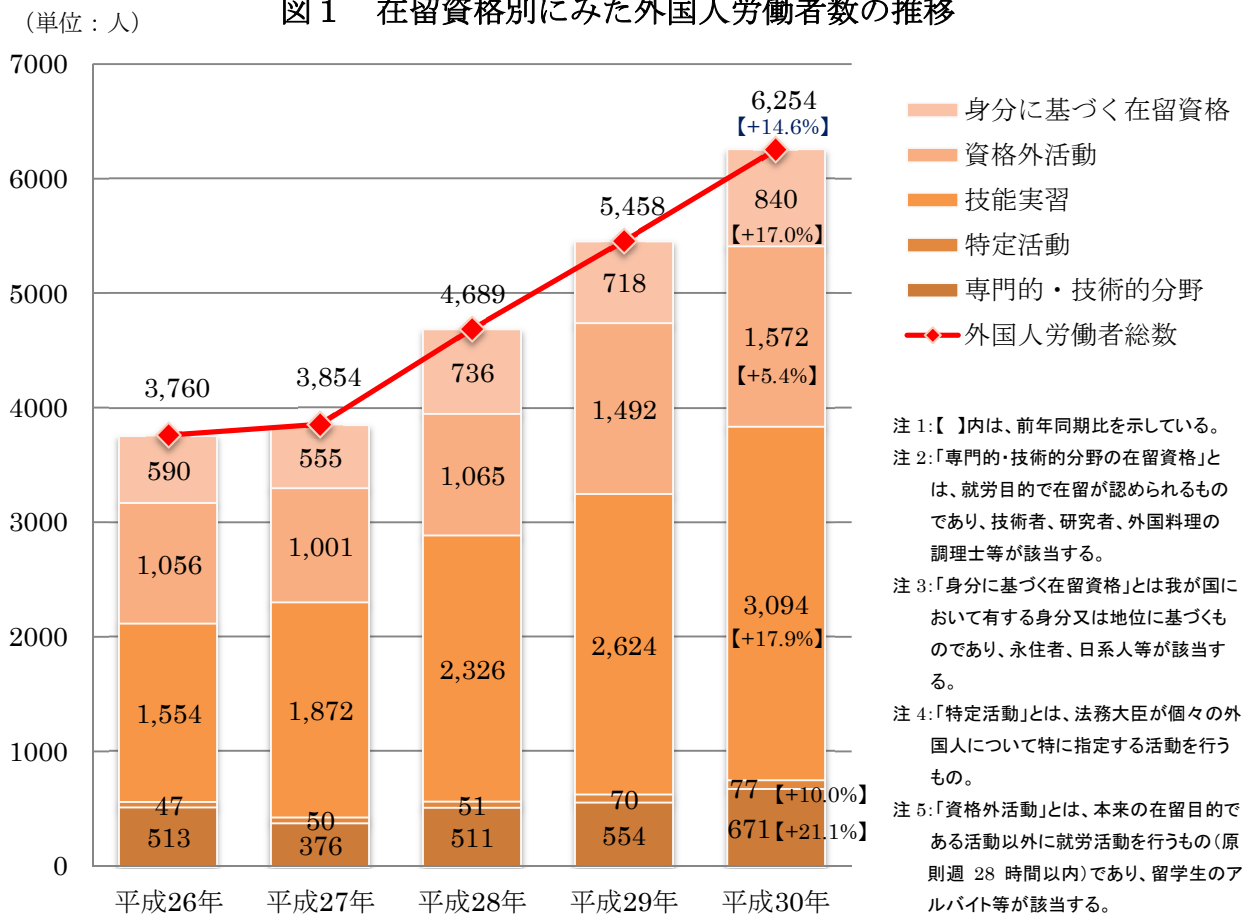
### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

(1) 平成30年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は1,144か所であり、外国人労働者数は6,254人であった。これは平成29年10月末現在の1,023か所、5,458人に対し、121か所(11.8%)の増加、796人(14.6%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

【別表2、参考表：参考-1】

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が背景にあると考えられる。【図1】

図1 在留資格別にみた外国人労働者数の推移



(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は62か所、当該事業所で就労する外国人労働者は562人であり、それぞれ事業所全体の5.4%、外国人労働者全体の9.0%を占めている。

これは、平成29年10月末現在の53か所、452人に対し、9か所(17.0%)増加、110人(24.3%)の増加となっている。【別表2、参考表：参考-5】

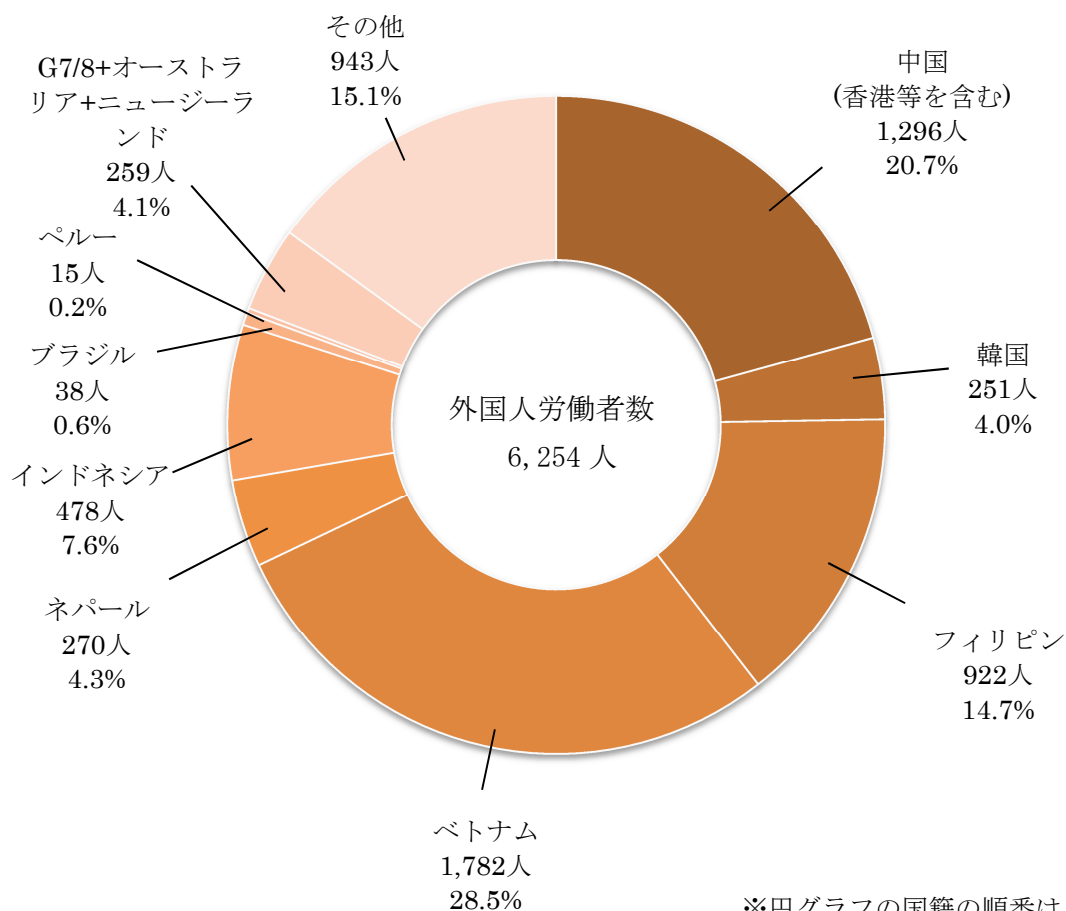
## 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く1,782人で、外国人労働者全体の28.5%を占める。次いで、中国1,296人(同20.7%)、フィリピン922人(同14.7%)の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で353人(24.7%)増加、また、インドネシアについても同168人(54.2%)と大幅な増加となっている。

【図2、別表1、参考表：参考-4】

図1 国籍別外国人労働者の割合



※円グラフの国籍の順番は、別表1の国籍の順番に対応

(2) 在留資格別にみると、「技能実習」が外国人労働者全体の49.5%を占め、次いで、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」が25.1%、「身分に基づく在留資格<sup>※1</sup>」が13.4%となっている。

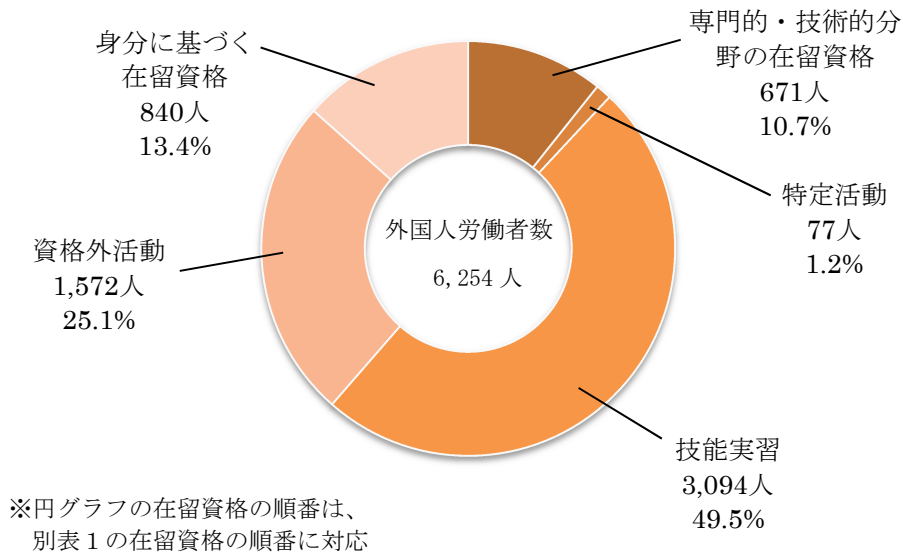
技能実習の外国人労働者は、3,094人と前年同期比で470人(17.9%)増加し、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」の外国人労働者は、1,572人と前年同期比で80人(5.4%)増加している。

「専門的・技術的分野の在留資格<sup>※2</sup>」の外国人労働者は、671人と前年同期比で117人(21.1%)増加している。【図3、別表1、参考表：参考-5】

※1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

図3 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムは「技能実習」が76.3%、「資格外活動」が17.7%となっている。

中国は「技能実習」が49.8%、「身分に基づく在留資格」が18.4%、「資格外活動」が18.3%となっている。

フィリピンは「技能実習」が56.0%、「身分に基づく在留資格」が36.8%となっている。

インドネシアは、「技能実習」が59.8%、「資格外活動」と36.6%となっている。

ネパールは、「資格外活動」が82.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が14.4パーセントとなっている。

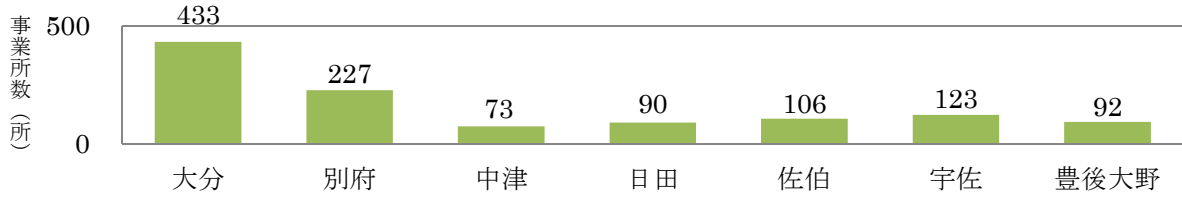
G7/8等<sup>※3</sup>は「専門的・技術的分野の在留資格」が61.8%、「身分に基づく在留資格」が26.6%となっている。【別表1】

### 3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 安定所別にみると、ハローワーク大分が37.8%を占め、次いでハローワーク別府19.8%となっており、ハローワーク大分とハローワーク別府でおおよそ6割を占めている。【図4、別表2】

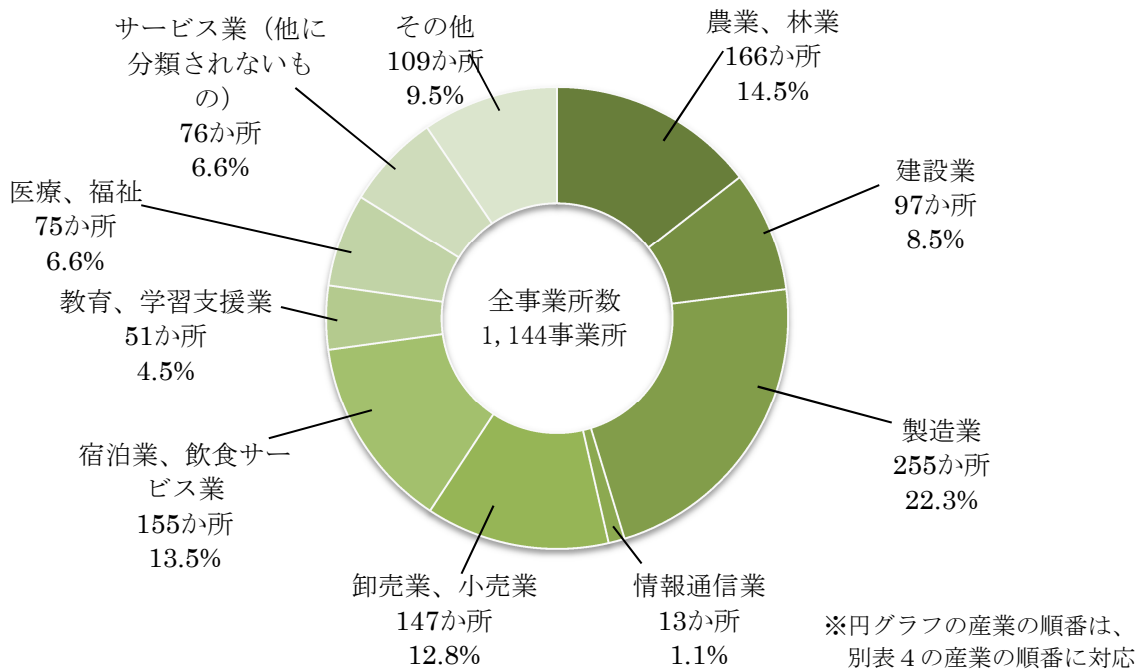
<sup>※3</sup> G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

図4 安定所別外国人雇用事業所数



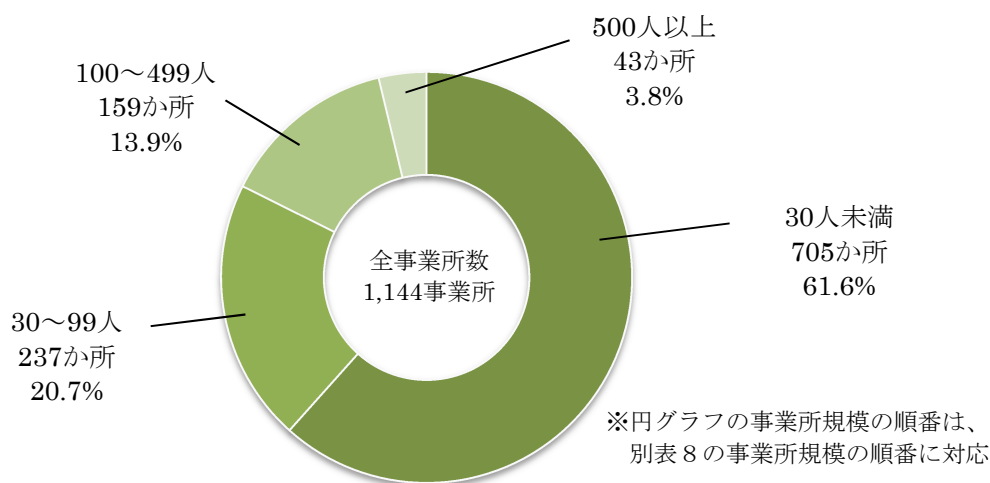
(2) 産業別にみると、「製造業」が22.3%を占め、次いで「農業・林業」が14.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.5%、「卸売業、小売業」が12.8%となっている。【図5、別表4、参考表：参考-2】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



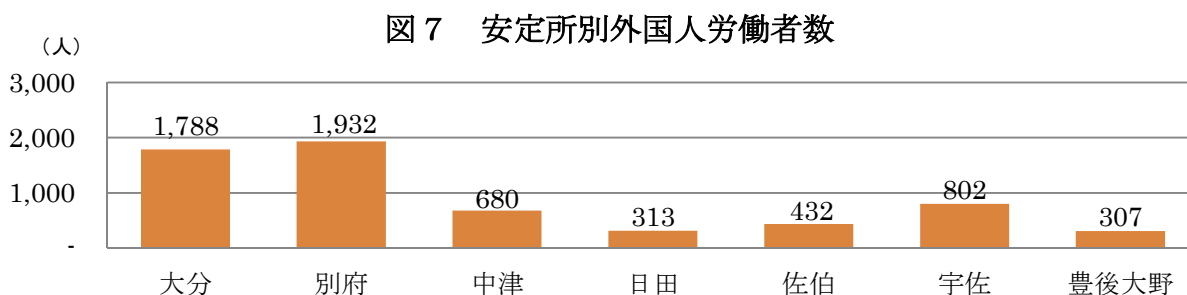
(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の61.6%を占める。【図6、別表8、参考表：参考-3】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



#### 4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 安定所別にみると、ハローワーク別府が 30.9%を占め、次いでハローワーク大分 28.6%、ハローワーク宇佐 12.8%となっている。【図7、別表2】

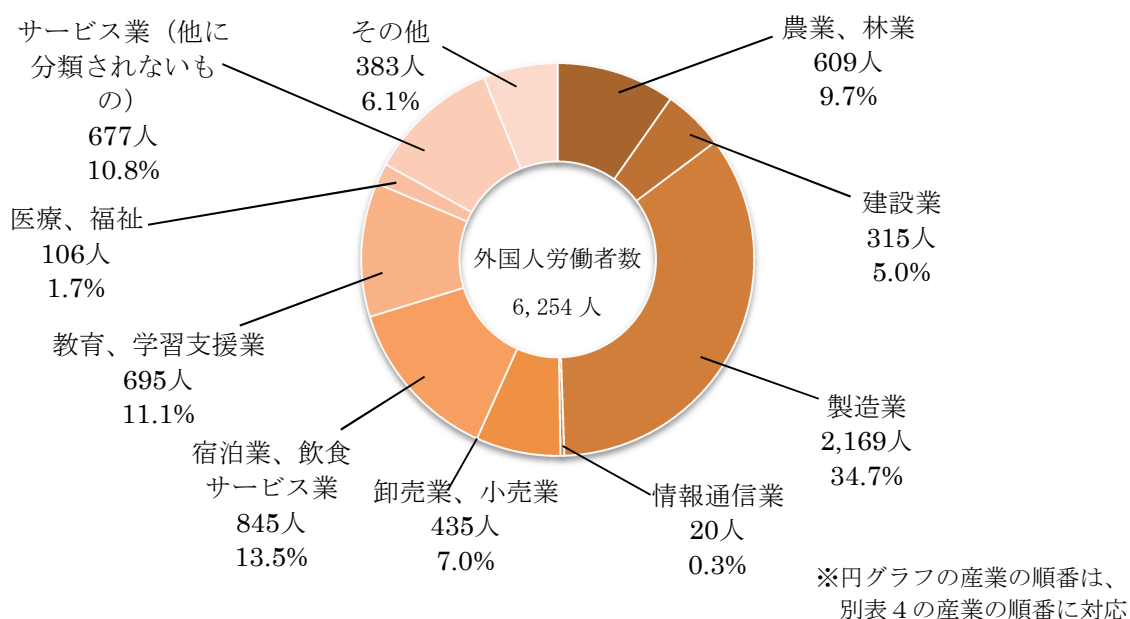


(2) 安定所別・在留資格別にみると、当該ハローワーク管内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのがハローワーク大分 15.7%次いでハローワーク中津 10.6%、ハローワーク別府 10.4%となっている。「資格外活動（留学）」の割合が高いのはハローワーク別府 59.2%、次いでハローワーク大分 19.7%となっており、ハローワーク大分とハローワーク別府で「資格外活動（留学）」全体の 99.8%を占めている。【別表3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が産業全体の 34.7%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 13.5%、「教育、学習支援業」が 11.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」<sup>※4</sup>が 10.8%、「農業・林業」が 9.7%、「卸売業、小売業」が 7.0%となっている。【図8、別表4】

※4 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図8 産業別外国人労働者数



(4) 安定所別・産業別にみると、全体的に「製造業」に従事する外国人労働者が多いが、特にハローワーク佐伯は「製造業」の割合が高く、82.6%となっている。ハローワーク大分は「宿泊業・飲食サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」「製造業」の割合が高く、それぞれ18.8%、18.1%、17.5%となっている。ハローワーク別府は「教育、学習支援業」「宿泊業・飲食サービス業」「製造業」「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が高く、それぞれ28.0%、24.6%、14.4%、12.3%となっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「宿泊業・飲食サービス業」が21.0%、「教育、学習支援業」が14.9%、「製造業」が13.7%となっている。「技能実習」については、「製造業」が60.3%を占めている。「資格外活動(留学)」については「教育、学習支援業」が33.8%、「宿泊業・飲食サービス業」が31.4%、「身分に基づく在留資格」については、「宿泊業、飲食サービス業」が21.1%、となっている。【別表6】

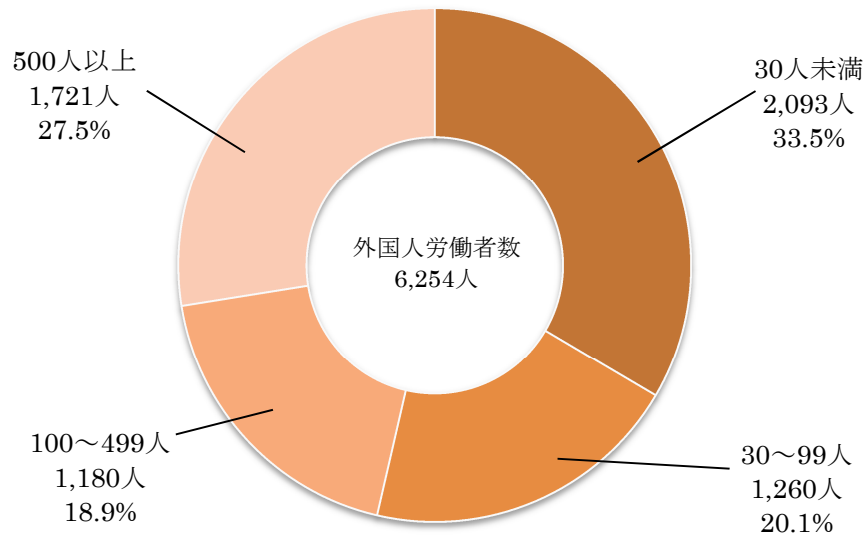
さらに、国籍別・産業別にみると、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアについては、「製造業」がそれぞれ33.0%、44.2%、57.7%、43.9%と最も高い割合を占める。韓国、ネパールについては、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ29.9%、36.7%、G7/8等については、「教育、学習支援業」が46.7%と最も高い割合を占めている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の33.5%を占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加している。

【図9、別表8】

図9 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの事業所規模の順番は、別表8の事業所規模の順番に対応